

発行元：ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美

〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



## I.インフレ手当支給の実施例

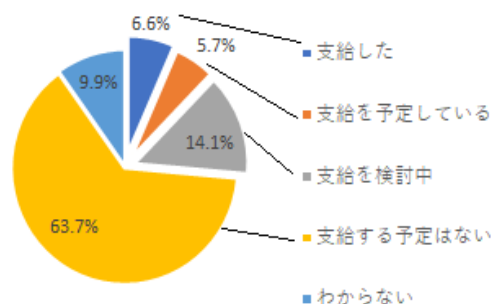
### ① 支給予定と検討中を含めると4社に1社が何等かの取組み

輸入燃料の高騰や円安動向を受けて、電気料金などの値上げが懸念されています。私が日頃食料品を購入するスーパー2店舗は、照明を落として営業をしているため、店舗を訪れるたびに企業努力を実感します。さて家庭が負担する電気料金や消費財も値上がりが続く、各社、賃金をどう考えているでしょうか。

帝国データバンクは、「インフレ手当」について、2022年11月11日から15日まで、有効回答企業1,248社から得たアンケート結果を公表しました。

調査によると、物価高騰をきっかけに従業員に対して特別手当（インフレ手当）を支給した企業は、全体の6.6%となり、支給予定が5.7%、支給を検討中が14.1%です。支給済みや支給検討中等の合計は全体の26.4%とのこと。一方で、支給する予定がないと回答した企業は、63.7%です。

インフレ手当の支給の有無



インフレ手当を支給・支給予定・検討中は26.4%

### ② 支給タイミングと社内規定など

この調査では、手当の支給方法と支給金額も調査しています。

一時金で支給（支給予定や検討中も含む）すると回答した内訳は、1～3万円未満が27.9%で最も多く、平均支給額は5.37万円。

月額手当として支給（支給予定や検討中も含む）すると回答した内訳は、3千円～5千円未満と5千円～1万円未満が30.3%で最も多く、平均支給額は約6,500円。

しかし、毎月の給与でインフレ手当や、特別手当のような項目で支給した場合、仮に、物価上昇が一時的なもので、今後元に戻ってきた場合、手当の支給中止の見極めをどう行うかを検討しておかなければなりません。就業規則の給与規程に手当の性質や支給要件を明確に規定しておく必要があります。

光熱費・食費の負担増が、生活費に大きく影響される所得層については、毎月の手当支給への期待が大きくなっていると思います。この「インフレ手当に関する企業実態アンケート」は、物価高騰に対応する賃金の検討をする際に参考になる調査だと思います。

帝国データバンク調査の結果は次の URL でご覧ください。

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p221106.pdf>

## II. 事業主が知っておきたい公金受取口座制度とは

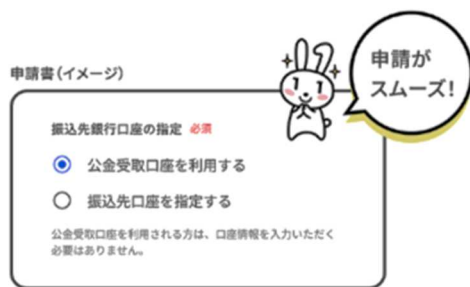
### ① 社員が公金受取口座を利用して受け取れる給付金とは

金融機関の預金口座を給付金等の受け取りの為の口座として国（デジタル庁）に登録する制度、通称「公金受取口座登録制度」が始まっており、任意ですが登録をするとマイナポイントが受け取れることでも知られています。

会社の事業主等が関与している社員の給付金についても、この「公金受取口座登録制度」が利用できるものがあります。

デジタル庁のホームページによると、2022年10月1日から運用としている給付金から事業主が関与するものを抜粋すると、次のとおりです。

- ・育児休業給付金（公共職業安定所から支給）
- ・健康保険法に基づく傷病手当金等の給付金（健康保険組合から支給）
- ・労災補償関係の各種年金・一時金（厚生労働省から支給）



このように、会社等を通じて支給申請するものにも関係する公金受取口座制度は徐々に本格的運用開始がされる見込みがある為、制度を把握しておきたいものです。

本格的に制度が運用されると、給付金の申請書の振込先銀行口座の指定欄は、左記のようなイメージになり、社員がマイナポータルなどからあらかじめ公金受取口座の登録を済ませ

ている場合は、書式に印字された ● 公金受取口座を利用する という選択肢に●を付ければ、銀行名等の口座情報を記載する必要がなくなるようになります。

### ② 育児休業給付金等の申請書書式変更の時期は。。。

ところで、前述した事業主を経由して申請する育児休業給付金等の申請書の払渡希望金融機関指定届の欄は、現在のところは、口座情報を記載する方法になっています。

今後、書式が変わる時期は不確定ですが、公金受取口座制度を利用することができるようになって、社員が公金受取口座を選択するケースが想定できます。そうすると事業主は、社員が登録している公金受取口座が、受け取り可能な状態にある（解約をしていない）ことを念のために聞き取ったうえで、公共職業安定所等に申請することが必要になってきますので、注意が必要です。しかしながら、個人的な予測では、早々に変わることなく、銀行名等の口座情報を記載する方法が続くように思います。

## III. 12月の事務トピックス

賞与を支払う企業は、賞与支払い届を年金機構・健康保険組合へ5日以内に提出します。